

一般競争入札

令和6年度レンタカー貸借業務 一式

入札説明書

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件令和6年度レンタカー賃貸借業務に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の入札公告等の規定に基づき、福島県が発注する令和6年度レンタカー賃貸借業務契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県

福島県教育委員会教育長 大沼 博文

2 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 令和6年度レンタカー賃貸借業務 一式
- (2) 業務の仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
(ただし一部は、令和6年12月31日まで)

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- (5) 自家用自動車有償貸渡許可書を有し、福島市内又は南相馬市内に営業所を有する者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、令和6年度レンタカー賃貸借業務一般競争入札参加資格確認申請書（様式1。以下「確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、下記5の（1）に示す場所に郵送又は持参により提出し、当該資格の確認の申請をすること。
 - ア 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書及び役員一覧（様式2）
 - イ 自家用自動車有償貸渡許可書（写）
 - ウ 全部事項証明書（登記簿）謄本 原本
提出日3か月以内に発行されたもの。
 - エ 営業所の所在地を確認できる書類（会社要覧・パンフレット等）
 - オ 納税証明書（法人税、消費税、地方消費税関係） 原本

カ 納税証明書（県税関係 福島県税を課税されているもののみ） 原本

(2) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。

(3) 確認申請書の提出期間及び提出場所

令和6年2月28日（水）から3月11日（月）午後5時まで（必着）、申請書類は5（1）に示す場所に提出すること。

なお、入札参加資格の有無を一般競争入札参加資格確認通知書（様式3）により通知する。

5 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の配付場所及び問合せ先

郵便番号 960-8688

住 所 福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎4階

機 関 名 福島県教育庁文化財課

電話番号 024-521-7787

F A X 024-521-7974

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（様式4）に必要とする事項を記載し、次に示す提出先へ郵送又は持参により提出すること。

日 時 令和6年3月19日（火）午後5時まで（必着）

提出先 郵便番号960-8688 福島市杉妻町2番16号

福島県庁西庁舎5階 福島県教育庁財務課 宛

(2) 入札書の提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とし、郵送の場合は一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行うこと。また、一度提出された入札書等の書換え又は撤回は認めない。

(3) 中封筒には、入札書を入れ密封し、かつ封筒の表に次の事項を記載すること。

ア 氏名（法人にあつては、商号又は名称

イ 「令和6年度レンタカー賃貸借業務」

ウ 開札日 令和6年3月21日（木）

(4) 外封筒には入札書を入れた中封筒と一般競争入札参加資格確認書（様式3）の写し及び入札保証金納付の領収書を入れ、表に上記（3）の必要事項、担当者及び担当者の連絡先、入札書在中の旨を記載すること。

(5) 入札書には次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

7 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号（別記1）に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 入札保証金を現金により納付する者は、納付した領収書の写しを入札書の外封筒に同封すること。
- (4) 財務規則第249条第1項各号（別記2）のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- なお、入札保証金の免除を希望する者は、以下の書類を令和6年3月11日（月）午後5時まで（必着）に5の（1）に示す場所に郵送又は持参により提出すること。ただし、財務規則第249条第1項第1号に定める入札保証保険により免除を受けようとする者はこの限りでない。
- ア 入札保証金納付免除申請書（様式6）
- イ 履行実績証明書（様式7）
- (5) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

8 開札等

- (1) 開札は、次の日時及び場所で行う。
- 日 時 令和6年3月21日（木）午後2時10分
- 場 所 郵便番号960-8688 福島市杉妻町2番16号
福島県庁西庁舎4階 教育総務課分室1
- (2) 開札に先立ち、開札者は上記6及び7で指定する書類を確認する。
- (3) 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、日を改めて再度入札に付することができるものとする。
- (5) 再度の入札は2回までとする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書、契約書（案）、仕様書等を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、令和6年度レンタカー賃貸借業務に係る一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書（様式8）により令和6年3月5日（火）までに福島県教育委員会教育長に説明を求めることができる。
- 福島県教育委員会教育長は、同じく令和6年度レンタカー賃貸借業務に係る一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書（様式8）により速やかに回答する。
- (2) 入札者は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (3) 本件の契約については、その契約に係る予算が福島県議会で議決され、令和6年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、成立するものとする。

11 入札の取りやめ等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 鉛筆書きによる入札
- (6) 日付、記名、押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに談合によると認められる入札
- (11) その他県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の納付及び還付においては、財務規則第231条及び第233条の規定による。

15 契約書等の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消することがある。

16 契約条項

契約条項は、令和6年度レンタカー賃貸借業務契約書(案)による。

17 当該契約に関する事務を担当する部門

郵便番号 960-8688

住 所 福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎4階

機 関 名 福島県教育庁文化財課

電話番号 024-521-7787

F A X 024-521-7974